

東日本大震災により就学が困難になった大学生への 特別奨学金の給付について

財団法人浦上奨学会（以下「当会」という）では、2011年3月11日の東日本大震災によって、経済状況が悪化し、就学が困難な状況にある大学生を支援するため、下記の奨学金制度を新設（別紙参照）しましたのでお知らせします。

記

1. 対 象 当会が従来から奨学生を募集している東北、関東などの大学を中心に、支援が必要な学生がいると思われる大学の中から10大学を選び、学部生を対象にした。大学院生は除く。
2. 支援内容 一人当たり月額10万円(年間120万円)を、最短修業年限まで給付。返済義務なし。
(最短修業年限とは、1年生なら4年間、3年生なら2年間)
3. 運用期間 10年間（最短修業年度が2020年度まで）。今後の大学進学者も対象にする。
4. 募集人員 2011年度は10名（各大学で1名）。2012年度以降は5名とし、10年間で延べ40名の学生に給付する予定。これにより、奨学金の給付総額は約2億円になる見込み。
5. 給付開始 選考後、2011年8月から開始（4月にさかのぼって給付）。

<ご参考> 財団法人浦上奨学会

- ・設 立 1970年3月
- ・理 事 長 浦上 浩（リョービ株式会社 代表取締役会長）
- ・事業内容 広島県出身の大学院生に奨学金を貸与する奨学生事業や、研究助成事業、アジアからの留学生の支援事業などを行う。

<問合せ先>財団法人浦上奨学会 担当：篠原 〒726-8628 広島県府中市目崎町762

TEL:0847-41-1210 または 41-1140

FAX:0847-41-5111

E-mail:t-shinohara@ryobi-group.co.jp

ホームページ：<http://www.ryobi-group.co.jp/urakamishougakukai/>

特別奨学金制度の新設について

財団法人 浦上奨学会

財団法人浦上奨学会（以下「当会」という）は、2011年3月11日の東日本大震災（以下「本震災」という）によって、経済状況が悪化し、就学が困難な状況にある大学生を支援するために、下記の奨学金制度を新設しましたのでご案内いたします。

記

1. 応募資格

次の各号のすべてに該当する大学生。いわゆる学部生であって、大学院生は除く。

- (1) 本震災による災害救助法適用地域に住むか、同地に実家があり、学費や生活費を払う両親が被災したり、家屋が倒壊するなどして、経済的理由により就学が困難な学生。
- (2) 心身ともに健康であり、品行方正で学習意欲が高い者。
- (3) 大学の長の推薦が受けられる者。
- (4) 他の奨学金（返済義務のある奨学金を除く）の支給を受けていない者。

2. 支援内容

- (1) 給付金額 一人当たり月額 10 万円。
- (2) 給付期間 最短修業年限（例えば 1 年生は 4 年間、3 年生は 2 年間）。
- (3) 運用期間 10 年間（最短修業年度が 2020 年度まで）。

※今後の大学進学者も対象にする。

3. 募集人員

- (1) 2011 年度は貴大学で 1 名とする（当会が指定する大学、全体で 10 名）。
- (2) 10 年間で延べ 40 名の学生に支給する予定。2012 年度以降の募集要項は改めて提示する。

4. 出願方法

次の書類を大学経由で当会理事長宛に提出する。

- (1) 特別奨学金願書（当会所定の用紙を使用）。
- (2) 在学大学長または学部長の推薦書（当会所定の用紙を使用）。
- (3) 在学大学の成績証明書（2 年間以上奨学金を受給する場合は進級の都度）。
- (4) 罹災（被災）証明書。

証明書の入手が困難な場合は、被災の状況と証明書入手が困難な理由が記載され、大学の公印が押印された書面（別紙推薦書）をもって代用可とする。

5. 願書締切

2011 年 6 月 30 日（木）必着（提出書類は返却しない）。

6. 選考

書類選考、面接のうえ決定する。

7. 結果通知

2011年7月に大学を通じて連絡する。

8. 奨学金の支給

4月から最短修業年の3月まで、毎月、本人所定の口座に振り込む。

2011年度については4月にさかのぼって支給する。

9. 近況レポートの提出

卒業、進級時には近況レポートを当会へ提出する。

進級時には成績証明書を添付する(前述4の(3)のとおり)。

10. その他

(1) この奨学金は返還義務を伴わない。

(2) 受給者が次のいずれかに該当した場合は、受給決定を取り消す。

① 提出書類の記載事項に虚偽があった場合。

② 応募資格に定める各号に該当しなくなった場合。

(3) 受給期間中に留年または休学、長期欠席した場合は、奨学金を支給しない。

(4) 受給期間中に在籍大学において懲戒処分を受けたり、学業成績が不良であったり、その他当会の奨学生としてふさわしくないと判断される場合は、奨学金の支給を打ち切ることがある。

11. 個人情報の取り扱いについて

提出書類に記載された個人情報は、本奨学金事業のためだけに利用し、その他の目的では利用しない。

ご不明な点は当会(担当：篠原)へお問い合わせください。

〒726-8628 広島県府中市目崎町762

財団法人 浦上奨学会

T E L (0847) 41 - 1140

メールアドレス urakamishougakukai@ryobi-group.co.jp

<http://www.ryobi-group.co.jp/urakamishougakukai/>

以 上